

法務省民商第174号
令和5年9月11日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

「供託者の氏名住所等の変更についての供託書の記載の変更及び代理人による供託物の差替えの場合における印鑑証明書の省略について」の一部改正について (通達)

昭和54年3月9日付け法務省民四第1264号当職通達「供託者の氏名住所等の変更についての供託書の記載の変更及び代理人による供託物の差替えの場合における印鑑証明書の省略について」の一部を下記のとおり改正し、本年9月18日から実施することとしたので、この旨貴管下供託官に周知方取り計らい願います。

記

別紙様式を次のように改める。

供託書記載変更申請書

1 供 託 番 号 年度金（証・国）第 号

2 供託者の氏名（名称）

3 被供託者の氏名（名称）

4 変 更 す べ き 事 項

5 変更を証する書面については、 請求書に添付の を
援用する。

年 月 日

申請人 住所

氏名

(印鑑証明書を添付するときは、押印が必要です
(委任による代理人を除く。))

法務局（地方法務局・支局）御中